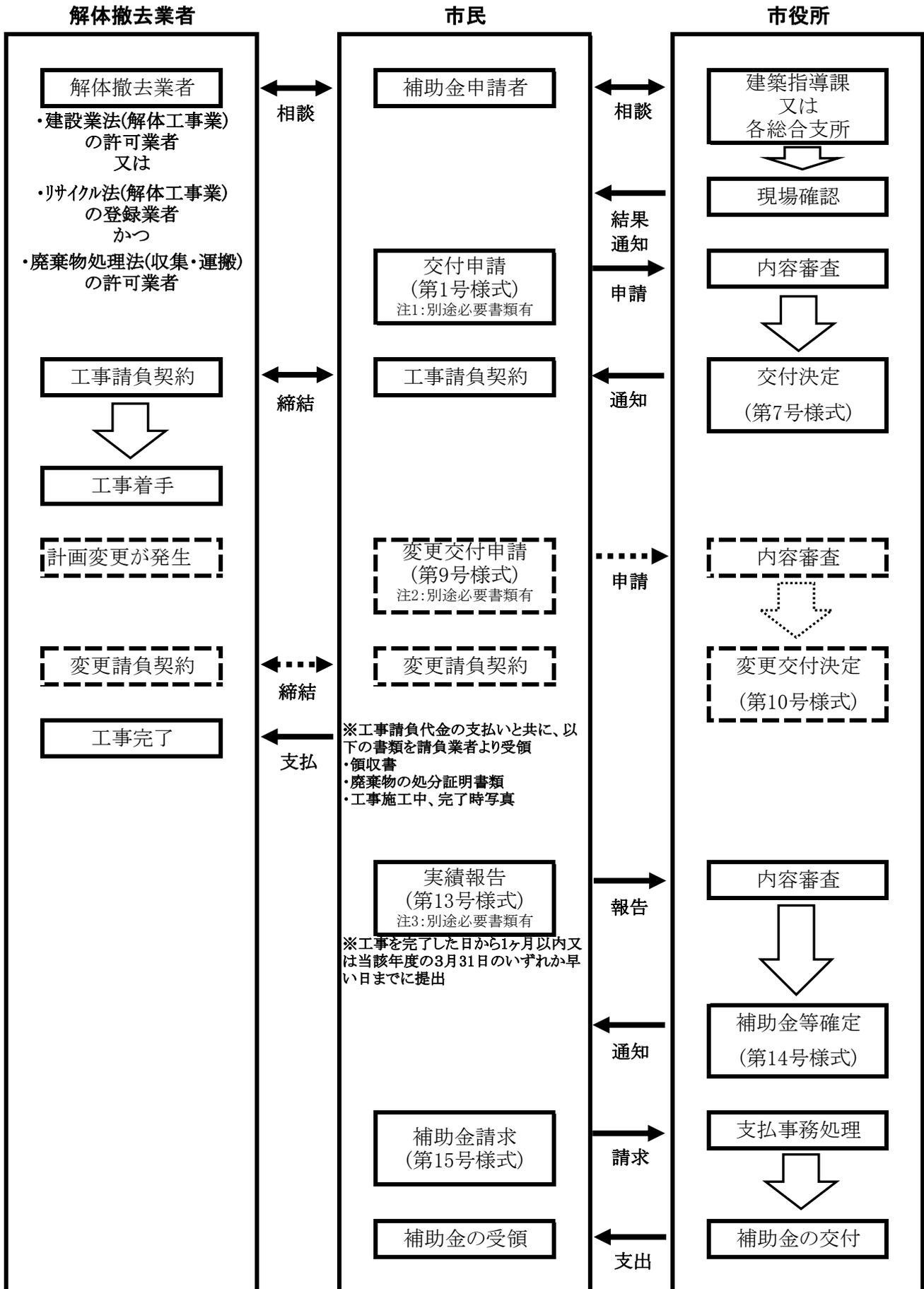


●霧島市老朽危険空き家等解体撤去工事補助金フロー図



※注1、注2、注3の必要書類については、裏面参照

注1:交付申請時必要書類

- ①補助金交付申請書(第1号様式)
- ②解体撤去工事実施計画書(第2号様式)
- ③補助対象建築物の位置図、配置図及び平面図(延べ面積を確認できるもの)
- ④工事見積書(補助対象工事の経費を確認することができるもの)
- ⑤解体撤去工事着手前の現況写真
- ⑥登記事項証明書又は固定資産税課税台帳記載事項の証明書【未登記の場合】
- ⑦相続人であることを確認できる書類【相続人が申請する場合】
- ⑧委任状【補助対象者が老朽危険空き家等の所有者でない場合】
- ⑨市税等納付状況調査同意書(第3号様式)又は市税等を滞納していないことを示す証明書
- ⑩誓約書(第4号様式)
- ⑪確約書(第5号様式)【共有物である場合】
- ⑫同意書(第6号様式)【老朽危険空き家等の所有者と土地の所有者が異なる場合】
- ⑬その他必要と認められる書類

注2:変更交付申請時必要書類

- ①補助金変更交付申請書(第9号様式)
- ②変更の内容が確認できる書類

注3:実績報告書提出時必要書類

- ①補助金実績報告書(第13号様式)
- ②解体撤去工事に係る請負契約書の写し
- ③領収書など解体撤去工事に係る費用を支出したことを証する書類の写し
- ④廃棄物処理に関する処分証明書類の写し
- ⑤解体撤去工事施工中及び解体撤去工事完了写真
- ⑥その他必要と認められる書類